

「一部の情報技術(IT)製品の輸出払い戻し 税率引き上げについての通知」

2005年1月12日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

2004-07-01 国家税務総局

財政部 国家税務部総局 一部の情報技術(IT)製品の 輸出払い戻し税率引き上げについての通知 財税[2004]200号

各省、自治区、直轄市、計画単列市財政庁(局)、国家税務局、財政部各省、自治区、直轄市、計画単列財政監査専門員駐在事務所、新疆生産建設兵団財務局:

国務院の批准を経て、一部の情報技術(IT)製品に対する輸出払い戻し税率を 17%に引き上げ、ここに次のとおりに通知する。

- 一、輸出払い戻し税率は現行の 13%から 17%に引き上げるIT製品は集積回路、ディスクリット(一部)、移動通信ベースステーション、イーサネット交換機、ルーター、ポータブル(車載)無線電話、その他のマイクロデジタル自動データ処理機、システム形態のパーソナルコンピューター、液晶ディスプレイ、陰極線管ディスプレイ、ハードディスクドライバー、列挙していないデジタル式自動データ処理機設備、その他のメモリ部品、デジタルコントローラーを含む(具体的な製品は付属を参照する)。
- 二、本通知は2004年11月1日より執行する[具体的実施期日は「輸出貨物通関票(輸出払い戻し伝票)」に従って上海税関が明記する輸出期日を基準とする]。

特にここに通知する。

付属:一部のIT製品輸出払い戻し税率引き上げ目録

財政部 国家税務総局
二 四年十二月十日

付属:

一部のIT製品についての輸出払い戻し税率引き上げ目録

商品名称	税 番	輸出払い戻し税率
集積回路	85421000、85422111、85422119、85422121、 85422129、 85422191、85422199、85422900、85426000、 85427010、 85427090、85429000	17%
ディスクリート	85411000、85412100、85412900、85413000、 85414000、 85415000、85416000、85419000	
移動通信設備 及び端末	85252092[移動通信基地]	
	85175032[イーサネット交換機]	
	84718020[ルーター]	
	85252022[ポータブル(車載)ワイヤレスフォン]	
コンピューター及び外部設備	84714140[その他のデジタル式自動データ処理機]	
	84714940[システム形態のパーソナルコンピューター]	
	84716011[液晶ディスプレイ]	
	84716012[陰極線管ディスプレイ]	
	84717010[ハードディスクドライバー]	
	84714190[列挙していないデジタル式自動データ処理機]	
	84717090[その他のメモリ部品]	